

令和5年第1回南関町議会定例会（第3号）

令和5年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

3. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度南関町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第2 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度南関町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第3 議案第3号 南関町手数料の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南関町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第10 議案第10号 南関町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約
の一部変更について
- 日程第13 議案第13号 令和4年度南関町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第15号 令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第16号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4
号)について
- 日程第17 議案第17号 令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ
いて
- 日程第18 議案第18号 令和4年度南関町下水道事業補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第19号 令和5年度南関町一般会計予算について
- 日程第20 議案第20号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計予算について

開会 午前 10 時 00 分

- 議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。
これから本日の会議を開きます。
議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 6 号))

- 議長（立山秀喜君） 日程第 1、議案第 1 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。
本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。
○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 1 号を採決します。
お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 1 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 2 議案第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 7 号))

- 議長（立山秀喜君） 日程第 2、議案第 2 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。
本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。
○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 2 号を採決します。
お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 2 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第3 議案第3号 南関町手数料の特例に関する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第3、議案第3号、南関町手数料の特例に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、南関町手数料の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第4号 南関町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第4、議案第4号、南関町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第5号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第5号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第6号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第6号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第7号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第7号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第8、議案第8号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第9号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 南関町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第10、議案第10号、南関町におけるあらゆる差別をなくすことを目指す条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、南関町におけるあらゆる差別をなくすことを目指す条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第11、議案第11号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 12 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 13 議案第 13 号 令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 8 号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号、令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 8 号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 1 3 号、令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 8 号)については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 14 議案第 14 号 令和 4 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1 4、議案第 1 4 号、令和 4 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。
これから、議案第14号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) について

○議長（立山秀喜君） 日程第15号、議案第15号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。
これから、議案第15号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4号) について

○議長（立山秀喜君） 日程第16号、議案第16号、令和4年度南関町浄化槽整備推進と推進事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第17号 令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
について

○議長（立山秀喜君） 日程第17、議案第17号、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第18号 令和4年度南関町下水道事業補正予算（第4号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第18、議案第18号、令和4年度南関町下水道事業補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和4年度南関町下水道事業補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 令和5年度南関町一般会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第19、議案第19号、令和5年度南関町一般会計補正予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） 予算書の82ページをお願いします。商工費の11目南の関から館費でその12の委託料、下から2行目の改修実施設計業務委託料4,730万について質問します。

この設計は先に行われました検討委員会の結果の基礎、基本計画を基に進めていくっていう、説明が全員協議会でありました。同じ全員協議会の中で、どのくらいの工事費になる見込みなのかという質問に対して、現在のうから館の建設当時の建設費の13億の7割から8割の見込みではないかとか、あるいは設計費は通常、建設費の5%ぐらいなので、工事費が10億円になるとなるのではないかという話が出て、私はちょっとびっくりしました。私は2、3億レベルの改修費かというふうに思っていました。そこで質問は、この基本計画を基に、設計者が設計するわけですけども、当然、設計者によってですね、10億円の工事費を設計するものもあれば、または3億円あるいは20億円で設計する設計者も多いかと思えます。この設計者はどういう基準で依頼するのでしょうか。質問します。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。この設計者につきましては、基本設計に基づき、よりよい施設になるように提案いただいた方をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。そうするとですね、どのくらいの金額になるのかわからない。そうすると結果次第でどういうふうに金額になるかというのがわからない状態で進むので、できれば設計の段階で工事費の上限をつけて設計依頼をするような、そういう形ってのはとれないものなんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。プロポーザル方式により、工事の上限をつけて、設計を依頼するということを今考えてるところです。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員、最後です。

○6番議員（中村正雄君） はい。上限をつけるっていうことであれば、我々も安心してそれを見届けるということができんですけども。その上限の価格というのは、誰がどこで決められるものなんでしょうか。

- 議長（立山秀喜君） まちづくり課長。
- まちづくり課長（竹崎俊一君） はい、その価格につきましては、町が決めますが、基本設計を策定されました業者の助言をいただきまして、そして、同様の施設の改修費用を参考にして決定しております。以上です。
- 議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） 関連してですけれども、今上限金額と出ましたけれども、町は、工事費用、大体上限幾らぐらいと見込んでおられますか。質問します。
- 議長（立山秀喜君） まちづくり課長。
- まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。建設工事費につきましては、6億円というのを考えております。そのほかに、図書の書架、そして図書の運搬費ということで、そのほかに5,000万ほどかかるというふうに想定しております。以上です。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） 6億になった場合ですね、町の持ち出しというか一般財源の金額はどれくらいになりますでしょうか。
- 議長（立山秀喜君） まちづくり課長。
- まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。6億円というところで、図書館部分、そして図書館以外の交流機能の部分ということで考えまして、大体6億の半分ずつが事業費というふうに考えますと、図書館以外の交流部分につきましては、国庫補助金をいただくということで進めたいと思っておりますので、その3億円の半分、1億5,000万円が国庫補助金になるということになります。その残りの1億5,000万円、それプラスの図書館の3億円ということで4億5,000万円を、過疎債で、起債したいというふうに考えております。4億5,000万円になるんですけども、70%は交付税措置となりますので、一般財源が30%というふうになります。4億5,000万円の30%ということで、1億3,500万円が一般財源となりまして、そのほかに先ほど言いまして図書の書架そして運搬費というものが5,000万円ほど加わるという状況になるかと想定しております。以上です。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員、最後です。
- 2番議員（伊藤博長君） 今、1億8,500万という一般財源というふうに聞きましたけれども、うから館の改修については町の方に愛されて、機能性をよいものにしていく必要があると思うんですが、町の財政厳しい状況だと思いますので、もっと工事費用、圧縮することってというのは出来ないのでしょうか。質問します。
- 議長（立山秀喜君） まちづくり課長。
- まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。その6億円につきましては、改修費を削減したところで見込んでるところでございますので、なかなかそれを下げるとことは難しいかと思いますが、実際の1年間といいますか令和5年度に実施設計を行っていきますので、その際に、内容をしっかりと、本当に必要なかというのもしっかりと精査しながら、そしてその途中経過につきましては、議員の皆様方にまたお示しさせていただきたいと考えてるところです。以上です。

- 議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。7番議員。
- 7番議員（杉村博明君） 令和5年度、南関町の一般会計予算。当初からですね、62億超、予算が上げられております。その中で、先ほど質問された中村議員のところでも一緒ですけど、設計の段階からこんな金額で高くてですね。一般会計が南関町にとって62億という、高額な予算となっております。当初からですね62億を超しておりますけど、この当初の予算から、それと補正、補正でいくと、もっともっと上がってくると思います。その辺は町長どのように思われてますか。
- 議長（立山秀喜君） 町長。
- 町長（佐藤安彦君） はい。杉村議員御心配のことを私たちも、しっかり考えていく必要があると思っておりますけれども、今年度予算につきましては、施政方針の中で申し上げましたけれども、これまで、庁舎の建設、そういったところで、道路関係の予算とかが少しずつ減らしておりましたところもありますので、どうしてもやっぱり、一般質問の中でも質問ございましたけれども、それぞれの地域生活道路等につきましてもしっかりと整備を続けていくべきということで、道路関係予算等も増やしておりますので、そういった必要な部分は、どうしても取り込んでいく。しかし、必要ないというのはなかなかそういったことは言えないんですけれども、慎重に進めながらですね、これから6月以降も補正については、慎重に、そしてどうしても必要な場合、そういったものを含めるとということで、この62億という金額をですね、なるべく守りながら進めていきたいと考えております。
- 議長（立山秀喜君） 7番議員。
- 7番議員（杉村博明君） やっぱり南関の人口も減ってきておりますし、そして逆行したように、予算は上がってきております。住民の方に直接に関する、先ほど町長が言われたように道路とかですね、一番必要なほうに使うべきであって、やっぱり箱物にですね、どうしても金額が上がるというのは、どうも納得いかないんですけど、先ほど設計から高いような予算、5,000万近い予算が設計の段階から上がっております。やっぱ、工事費になってくると、それもまた増えてくる。やっぱりそんなのは金額をできるだけ抑えてもらって、ぜひ、抑えるような考えでしてもらわないと、先ほど申しましたように、南関町の人口は減ってるんですよ。固定資産税は上がってきてるかと思うんですけど、それだけの問題じゃないと思います。やっぱりこう、物価高生活、ふだんの生活の、非常に燃料費も何でも上がってきております。皆さん、苦しい状況です。町だけのですね、箱物に対して予算を、こんなに使っていいものかというのがあります。できるだけ、箱物に対しては予算をしっかりと考えて、やっていってほしいと思いますので、ぜひ、この当初予算をしっかりと守ってもらって、補正、補正で上げないように、できるだけですね、努力してもらおうようによろしくお願いします。
- 議長（立山秀喜君） 答弁はいいですか。
- 7番議員（杉村博明君） いいです。
- 議長（立山秀喜君） はい、ほかにありませんか。1番議員。
- 1番議員（福山美佳君） 先ほどのですね、うから館の4,730万円の話になるんですけ

れども、うから館の活用計画ですね検討委員会等傍聴等、多くの方が関わったと思うんですけれども、この4,730万円。そして今答弁であった上限金額、思ったより高いと感じられる町民の方も多と思います。ただですね、このうから館っていうのは、未来につながるというか、私たち世代も集う場が、やはり南関町の中にないという思いもありますし、今後、その交流の場ができるということに期待している人たちがこの参加した人たちも含めて、たくさんいらっしゃると思います。この後も、町民参加型で進めていったほうが、地域未来構想が目指す、自分たちの手で、まちづくりをする実感が出ると感じます。3月で検討委員会を閉じるということですが、この金額の使い方も含めて、この後も、町民参加型で進めることができるのか尋ねます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。今、議員が言われたとおり検討委員会は3月で終了ということで閉じさせていただいております。ただ今後も実施設計を進めていく上で、町民の皆様方の御意見をいただけるようにしっかりと検討したいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今後ですね、完成までの金額計画の詳細について、どのように進めていき、その経過を町民の皆さんにお知らせしながら進めていくことができるのか尋ねます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。途中経過を住民の方にお知らせするという方法なんですけれども、もし公表してしまった場合が、住民の方が、どういうふうな状況になっているかというのが混乱されるのではないかというのをちょっと危惧してるところでございます。それで、ちょっと今、自分が思っているのは、今度プロポーザル等で業者を選定して、実際こういうふう実績を進めていくという中で、ワークショップあたりを行って、その住民の方の意見を少しでも反映させることができたらというふうに思っているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1番議員、最後です。

○1番議員（福山美佳君） 先ほども言いましたけれども、このうから館に対する思いですね、熱い思いを持ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃるので、やっぱり最初ですね、ワークショップで皆さんで意見出し合った中で私もその中に混じってました。活発な意見交換が行われていたんですけれども、やはり最初から最後まで、参加できるような、そして、うから館に対してより一層、愛情を注いでいってもらって、完成した後も、長い間ですね。経営じゃないですけども運営がうまくいくようになってほしいと思っておりますので、周知の仕方、途中の状況、混乱される場合もあると思うんですけれども、それは何か後になっても同じことだと思うんですね、途中をしっかりと皆さんにお知らせして、あげたほうがいいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 答弁は。町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、今様々な御意見をいただきましたけれども、やはり、今回の

うから館の改修につきましては、町民のも皆様の思いがどこにあるのか、これからこれを町民の生活の中心としてそういった施設として長く使っていきたいという、私どもも議会も町民の皆様も恐らく同じ考えだと思いますので、そういった町民の皆様の考えは、特に取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、その中で杉村議員のほうからもございました、あくまで町の財政は厳しい状況にありますので、そういった上限を設けるということで進めますけれども、これから、実績をする中で、そういったものが必要かということは町民の皆様からこれもいろんな意見が出てくると思います。また、議会の皆様にも相談する中で、どこを省いていくべきとかそういったいろんな調整が必要になってまいりますので、皆さんのいろんな御意見は伺いながら、正しい全体的な予算もしっかり等を見ながら、そういった調整をしながらですね、進めていくべきであると思いますので、これからもそういった時期を見ながら町民の皆様にもお知らせし、そして議会の皆様と一緒に、そういった全体の金額も決定していくということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和5年度南関町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第20号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第20、議案第20号、令和5年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和5年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第21、議案第21号、令和5年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和5年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第22、議案第22号、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正会計予算についてを議題とします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和5年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第23号 令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第23、議案第23号、令和5年度南関町浄化槽整備推進事業

特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第24 議案第24号 令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第24、議案第24号、令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第25号 令和5年度南関町下水道事業予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第25号、議案第25号、令和5年度南関町下水道事業予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和5年度南関町下水道事業予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第26、議案第26号、南関町総合振興計画基本構想を定めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、南関町総合振興計画基本構想を定めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 委員会提出議案第1号 南関町議会個人情報保護条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第27、委員会提出議案第1号、南関町議会個人情報保護条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号、南関町議会個人情報保護条例の制定については、

原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第 28 委員会提出議案第 2 号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 28、委員会提出議案第 2 号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第 2 号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第 29 委員会提出議案第 3 号 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 29、委員会提出議案第 3 号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第 3 号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第 30 議員派遣の件について

○議長（立山秀喜君） 日程第 30、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣者派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 31

委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 10 号（令和 4 年 11 月 18 日受理）「消費税率 5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める 陳情書

○議長（立山秀喜君） 日程第 31、委員会報告を議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第 10 号、令和 4 年 11 月 18 日受理。

「消費税率 5%以下への引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業委員会委員長、杉村博明君。

○7 番議員（杉村博明君） 陳情書審査報告、令和 5 年 3 月 13 日、南関町議会議長、立山秀喜様。南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

受理番号、陳情第 10 号。付託年月日、令和 4 年 11 月 24 日。

件名、「消費税率 5%以下への引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書。

審査の結果、不採択。

委員会の意見、急激な物価上昇とコロナ禍による打撃からの経済対策は喫緊の問題であるが、消費税率の引下げによる社会保障財源の確保が難しいと判断されるため。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 10 号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択とすることです。「消費税率 5%以下への引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書に賛成の方は

起立願います。

[起立なし]

○議長（立山秀喜君） 起立はありませんでした。

したがって、陳情第10号、令和4年11月18日受理、「消費税率5%以下への引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書は採択されませんでした。

-----○-----

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

ただいま、文教厚生常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続調査4件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案の配付をさせます。

[議案書配布]

○議長（立山秀喜君） 議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第1から追加日程第4までの議案名を読み上げます。

追加日程第1 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第2 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第3 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第4 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第1、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回南関町議会定例会を閉じます。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時58分